

兵庫県 成年後見制度及び権利擁護支援に関する担い手の養成方針（案）

兵庫県福祉部地域福祉課

令和〇年〇月〇日策定

1. 目的

県は、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進し、県民が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制、かつ成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できる体制を県内全域に整備できるよう、市町村、地域の関係者・関係機関と協働し、権利擁護支援等の担い手の確保・育成等を推進する。

2. 目標

判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせた適切な権利擁護支援、後見人等の選任・交代が可能となるよう、多様な主体が権利擁護支援の担い手として存在し、活躍できるよう幅広く取り組む。

3. グループ

市町が現在構築している権利擁護支援の地域連携ネットワークの状況、担い手の育成状況に合わせて、市町グループを設定し、県は各グループに必要な支援を検討、実施する。

グループ	グループの特徴
A	地域連携ネットワークが拡充され、市民後見人の受任調整、受任後支援を行っている。
B	地域連携ネットワークの整備を進めており、権利擁護サポーターを養成している。
C	地域連携ネットワークの整備を進めている。
D	地域連携ネットワークの整備を始めている。

4. 権利擁護サポーター及び市民後見人養成研修

（１）都道府県と市町で協働する権利擁護サポーター養成研修

県は、住民が地域の権利擁護支援活動に権利擁護サポーターとして参画することを推進するため、市町と協働して権利擁護サポーターを養成する。そのために、国が示す市民後見人養成研修カリキュラムを参考として、県の実施にふさわしい部分について市町と協議し、研修を実施する。

市町は、都道府県と協働して養成研修を実施する場合、市町独自の講義や実習部分を担当する。また、権利擁護サポーターを養成するための研修のうち県が実施しない範囲の研修を実施する。

（２）研修についての広報

県と市町は、それぞれ（１）の権利擁護サポーター養成研修を実施することを広く周知する。市町は、研修修了者の名簿を管理し、権利擁護サポーターの支援を担うことから、顔の見える関係からの受講勧奨に努める。

(3) 市町による権利擁護サポーター及び市民後見人養成研修

独自に権利擁護サポーター及び市民後見人養成に取り組む市町は、権利擁護サポーター及び市民後見人の養成研修を実施する。その場合も、県が実施する研修との単位の互換を認める等、必要に応じた協働を行う。

5. 法人後見実施団体の育成

(1) 法人後見実施団体の養成研修の実施

県は、国の周知する「法人後見実施のための研修カリキュラム」を参考に、法人後見実施団体養成研修を実施する。併せて、県内の社会福祉法人等に同研修を実施することを広く周知する。

市町は、市町社会福祉協議会や市町内の社会福祉法人等に研修を周知し、受講勧奨を行う。

(2) 法人後見実施団体間の情報共有等への支援

県は、複数の法人後見実施団体が団体の活動・支援状況の共有や勉強会の実施などに取り組めるよう支援する。

6. 権利擁護サポーター養成研修修了者、法人後見実施団体の活躍支援

(1) 名簿の管理

市町は、上記4、5の研修修了者について、名簿を作成し、管理する。

(2) 権利擁護サポーター養成研修修了者の活躍支援

市町は、権利擁護サポーター養成研修修了者の活動のあり方を検討したり、日常生活自立支援事業生活支援員、法人後見支援員として活動できるようにしたりするなど、修了者の活躍の場のしくみづくりを主体的に行う。

(3) 圏域別協議会

県は市町と連携して、市町と家庭裁判所（支部・出張所を含む）との相互理解を進めるため、圏域別協議会を実施する。圏域別協議会では、市町、専門職団体、当事者団体、家庭裁判所と、権利擁護サポーター、市民後見人、法人後見実施団体の活躍場面について等の情報交換、意見交換を行う場を設ける。市町は、上記6（2）のしくみなど市町としての取組について情報提供し、家庭裁判所と意見交換を行う。

7. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

市町は、それぞれの構築する権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、多様な担い手の育成・支援のあり方について定期的に協議する。

専門職団体や家庭裁判所には、県の協議会等に参加し意見交換を行うこと、県や市町の行う担い手の確保・育成のしくみづくりに、その役割に応じて積極的に協力することが期待される。